

まちの話題

▶『くらしとせいじカフェ』というお茶会をご存知ですか？名前の通り「暮らしと政治はつながっている」ということで、持ち寄りのお茶やお菓子をいただきながら語り合う集まりのことです。▶誰でも開催したい人が、場所を決め、広報して、いろんなスタイルで開催しています。私は友だちと一緒に企画したり、参加したことがあります。どちらも、気軽にできて楽しかったです。▶たとえば、焚き火を囲みながら友だち同士で教育のことや暮らしのなかで思うことを語り合ったり、選挙が近くなれば候補予定者さんと呼んでお話を聞いたり聞いてもらったり、自由と平和のための京大有志の会の藤原辰史さんやドイツ文学者の池田浩士さんと勉強会をしたり、野洲の満月マルシェで滋賀大経済学部の中野桂さんとTPPの勉強会もしましたし、弁護士さんに来ていただいて憲法カフェも。▶勉強不足な私ですので、たとえば、政治家の方と話すのは、はじめは緊張しました。だけど、分からないことは教えて頂いたらいいし、人間同士、なんでもお話していたら、政治がぐっと近づいてきて、興味もぐんぐんわいてきました。▶特にこのところのくらしとせいじカフェの開催ペースがすごいです！2016年11月には7回の開催があって、12月にも7回の開催が開催予定です。ということは、毎週一回か二回、県内のどこかで開催されている状況です。▶基本的にどなたでも参加できますので、ぜひどこかで「くらしとせいじカフェ」を体験してみてください。市民パワーを育てていることが実感できます。昔、ローマでは広場に集った市民が政治を語り合い、また、それが大学を作ること発展していったと言われてます。楽しく語らいながら市民力をつけていきましょう♪(ななつ)
*くらしとせいじカフェfacebookページ
<https://www.facebook.com/kurashitoseijicafe/>



あまいろだより

憲法カフェ

天色便り
あまいろ探偵団、走る！
手づくり市民メディア
第29号 2016.12.15



声をなく市民ラジオ
ことばにする
耳をかたむける

AIMAIRO
CHANNEL
あまいろ
チャンネル

<http://www.aoibiwako.org/amairo-channel/>

びわ湖の森を元気にするkikitoペーパーを
使用しています(びわ湖の森の間伐材活用)

木kikito

あまいろだより(天色便り)第29号
あまいろ探偵団、走る！手づくり市民メディア
特集/憲法カフェ
発行日/2016年12月15日
編集/あまいろ探偵団
(綾牧生・岸田知之・北岡七夏・きむきがん・中野和子・藤井朋子)
表紙タイトル/岸田知之
発行/特定非営利活動法人碧いびわ湖
~大切なことを他人まかせにしない。自分たちで力をあわせてつくる~
〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地
TEL0748-46-4551 FAX0748-46-4550
Eメール info@aoibiwako.org
ブログ <http://aoibiwako.shiga-saku.net/>

暮らしのコラム

おたくの子どもさんは、朝、学校行くと、どんな表情で出ていく？どんな様子で帰ってくる？
——「コミュニティ・オーガナイズング」
ワークショップ参加レポート

根木山恒平

“ブツ、ブツ” 12月3日(土)の朝、8時20分ころ、メール着信をしらせるケータイのバイブが鳴った。

この日は、「コミュニティ・オーガナイズング(以下、CO)」のワークショップ(以下、WS)の初日で、翌日もふくめて朝9時から夜7時半まで、みっちり2日間を、同志社大学ですごすことになっていた。メールは、一緒にWSに参加する仲間(ななつさん)から「いま、着きましたー」という連絡。いつもは、きまって開始時間ギリギリに会場にかけこむことが多い私も、この日は、ちょっと早くつきすぎで「遠足の日の朝の子どもみたいだな」と感じていたけれど、ななつさんに先をこされたー(笑)。

さて、COとは、1930年代のアメリカで、人びとの運動の経験を体系化してつくられたノウハウで、古くは公民権運動をたたかったキング牧師が、また、オバマ(アメリカ大統領)が、学び実践したのがCOだと言われている。ウェブ上に、だれでも無料でダウンロードできるCOのテキスト(マーシャル・ガンツ博士/ハーバード大学)があるので、そこから、グッときた文章をすこし紹介したい。

“私たちはどのようにするかを知っていますが、それは「暗黙知」であり「形式知」ではないのです。私たちはそれらをしていきますが、私たちはそれをどう正確にするのか考えたことがないのです。これから私たちが共に学んでいくのはこの「暗黙知」を明確にしていくことです”

そう！私たちは、すでに実践しているし、自分たちなりにやってきた——2009年以来、新たな仲間づくりや、この「あまいろだより」をふくめ、暗中模索してきたことの中に、失敗も、成功体験もふくめ、この先、自分たちが望む暮らしや、社会、政治をつかっていくための「術」はあるんだ！それがこのテキストを読んだの第1印象。またこんな風にも書かれている：

“オーガナイズングを学ぶとは、自転車に乗ることを学ぶようなものです。(中略)誰しもがはじめて自転車に乗るとき起こることは、転ぶことです。そこで「心」の出番になります。あらかじめ家に帰るか。あるいは、また転ぶことがわかっているても勇気をだして自転車に乗るか。”

どお？グッときた？ここでグッとくるポイントは、うちの子どもがそうであったように、「私も、年上のお兄ちゃんたち(キング牧師やオバマさん)が乗っているように、自転車にのって、まだ行ったことのないすこし離れた公園まで、自分たちの力でいきたいんだ！」ってこと。

あや！もう字数がほとんど残ってない(汗)。この日の朝、WSの会場には、参加者が40名足らず。プラス学びを支えるコーチ、スタッフが19名！総勢60名近い人たちが集まった。中には、東京からわざわざ泊まりがけで参加している人もいた。ある人は「2月に東京でもWSはあるんだけど、2月では遅いので、今回、京都に来た」と言っていた。

ワーブ！紙面の関係で、WSの内容は一気に割愛し、場面は2日間のWSを終えた仲間3人が、日曜日の夜8時すぎに京都駅に向かう、地下鉄の車内にとぶ。すいていた車内に、四条でどっと人が入ってきたが、おかまいなしに、やや大きめの声で「ああだった、どうだった？、こうだった」とWSの感想をしゃべりあう3人の姿がある。一列の座席に並んですわって、すこしほおを紅くしながら。私は、真ん中に座ったので、顔

を右に向け、左に向け、忙しい。まきおさんの肩越しに、スーツ姿の若い男の人が、不思議そうな表情で、こちらをチラ見しているのが

見えた(笑)。
(今回、学んできたことは、別の機会に、またお伝えさせていただきます)

こんな本、いかがですか？

＊『丸腰国家～軍隊を放棄したコスタリカ60年の平和戦略～』足立力也著(扶桑社)
＊『あたらしい憲法草案のはなし』自民党の憲法改正草案を爆発的にひろめる有志連合(自爆連)著(太郎次郎社エディタス)

目が回って目が回って、床に伏していた。ちょっと良くなって、でも動くくらクラするので、本でも読むか、と目に入ったのが『丸腰国家』だ。
「軍隊をすてた国」と称されるコスタリカは、第二次大戦後の1949年に常備軍の廃止を明文化した新憲法をつかった。戦後ということでは日本と一緒に。違うのは、コスタリカは貧しい国だということ。貧しいから軍備にお金をかけられない、という現実的な問題があったという。「国家再建のためには、限りある資源を教育や福祉、医療などに優先的に配分しなければならぬ」と。

でも本当に軍隊がなくて国が守れるの？とは誰もが抱く疑問だ。実際中南米では内戦が頻繁に起こっていたし、コスタリカでも新憲法を制定してから四度の武力攻勢の危機を迎えたと言う。そんな中で、「積極的永世非武装中立宣言」を発表。降り注ぐ戦火の中で、ただの中立ではなく、「ウチが仲裁しますよ」と「積極的」な中立宣言をすることでアメリカを相手に渡り歩くのだ。また「中米特命大使」という新しいポストをつかってそこに女性を就かせ、中米各国のファーストレディたちを使って夫である戦争の主導者たちを説得させ、和解のテーブルに着かせる。

軍備ではなく外交で危機を乗り切るのだ。しかも斬新なアイデアと綿密に練られた戦略で。

その四度の危機を乗り越える度に「非武装」という価値観を国民の中に作り上げていったのだという。「非武装」であるから「紛争を避けられる」という価値観は、コスタリカの人々にとって「理想」ではなく「合理的」なのだという。

一方で、同じ憲法で戦争を放棄した日本はどうか。棚ぼた式に非武装を手に入れ、平和な戦後70年を経験した日本は今、徹底的な対米追従の政府を持つ。そして出された自民党による憲法改正法案。

たとえば学校で、子どもたちにだって及第点というものがある。理科の試験で、太陽は東から昇って西に沈むとか、地球が回ってるのであって太陽は回ってないとか、それが理解できていなかったら「落第」だ。自民党は全国学力テストを復活させ、あれだけ「学力」「学力」と言ってる割に、その「憲法改正草案」は確実に落第点だ。

『あたらしい憲法草案のはなし』は、そのことがよく分かる本だ。憲法という以上、国民が政府に守らせるという原則(立憲主義という概念)を守らねば、憲法とは言えなくなる。しかし自民党の改憲草案では、憲法の理念を述べる前文で主語を「日本国民」から「日本国」とするなど、その本末転倒ぶりが満載だ。その本末転倒ぶりを自民党の立場に立って説明する、という試みをこの本はしている。その最後の文はこうだ、「勇気をもって憲法を改正すれば、みなさんも『強く美しい国』の一員になれるのです。めまいがする。(なかのかずこ)

あまいる 憲法カネ



あまいる探偵団、今回はオーガニック&つながる
マーケット「三井寺」に行ってきました。いろんな
人の知恵や経験を語り合い聞き合える場「野
外寺子屋」にて、今日は『憲法カフェ』を開催し、
自由法曹団滋賀支部の玉木昌美弁護士さんに、今
なぜ憲法を大事にしないといけないのか？憲法と
はそもそもなに？と、いろいろな質問をしました。

質問▼玉木さんこんにちは。早速ですが、憲法って
そもそもなんですか？

玉木／こんにちは。玉木といいます。今、国会の憲法
審査会において憲法を変えるかどうか、議論がされてい
ます。一年前に「新安保法制」という法律が作られて、
それに基づいて、「駆けつけ警護」という新任務を負っ
た自衛隊の部隊が、南スーダンに派遣されました。私た
ち市民にとって、憲法とはどういうものなのかを考える、
大きな局面にあると思っています。

憲法っていつとあまり身近に感じられない、私たちの
くらしとどう関係があるのか、と思われる方もあるかと思
うんですが、非常に大きく関わっています。大きくわ
けて二つの、国のあり方を決めてしまう大事な点があり
ます。一つは、戦争に対してどういう立場をとるのかと
いう問題。もう一つは、市民の基本的な権利についてどう
考えるのか、ということ。まず憲法と法律の違いで
すが、これには「立憲主義」という言葉の意味を押さ
えないといけません。法律というのは、例えば消費税を
納めなきゃいけないことにするのか、何%にするのかな
ど、国民が従わされるルールのことです。これに対して、
日本国憲法の冒頭は、「日本国民は…」と始まり、日
本国民がこの憲法を作った、と最初に唱われている。じゃ
あ憲法を守るように言われている人たちは誰なのか？憲
法第九十九条に書かれています。「天皇又は摂政及び国
務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲
法を擁護し尊重する義務を負ふ」。つまり、立憲主義と
いうのは、いかなる政権も憲法に従わなければいけない
ということなんです。政権交代で政府が変わっても
憲法を守らなさいよという、「国民の政府に対する命令」
ということなんです。

なぜそのような形になっているのか。権力を行使する
人たちはときには暴走して戦争したり、国民の権利を
侵害してしまうんです。先の戦争では、二十万人以上の
アジア人の命が奪われ、三百万人以上の日本人が亡
くなりました。大日本帝国憲法はそれをくいとめること

が出来なかった。また同じ事態が起きるのをくいとめる
ために、日本国憲法があるんです。「新安保法制」が多
くの国民の反対を押し切って作られたんですけど、憲法
を守らなさいいけない安倍さんらが、憲法改正手続きを
しないで、勝手な解釈で憲法を変えてしまった。だから、
立憲主義に反する、立憲主義の回復を図る必要がある、
とされているのです。

質問▼自民党が出している憲法改正草案は、どうい
うものなんですか？

玉木／自民党の改憲草案は、一言で言つと憲法でないも
のを作ろうとしている、ということ。立憲主義を否
定しているからです。例えば、「日本国民は国旗国歌を
尊重しなければいけない」とか、「公益及び公の秩序を
大切にしないといけない、これに反してはいけない」と
しきりに出てきます。あらゆるものについて、権力が国
民にこうしなさいあしなさいというような命令をあげ
ているんです。根本的に違つたんです。日本国憲法の掲げ
る三大原則は、ご承知のように、「国民主権、戦争放棄、
基本的な権利の尊重ですが、『あたらしい憲法草案のほ
し』（自民党の憲法草案を爆発的に広める有志連合著、
太郎次郎社エディタス）という本では、自民党の改憲草
案は三大原則を、国民主権の縮小、戦争放棄の放棄
基本的な権利の制限という形に変えており、国民にとつて
有害でしかないものを作ろうとしている、と解説されて
います。

質問▼実際に憲法を変えるなら「緊急事態条項」か
らと言われています。「緊急事態条項」って？

玉木／「緊急事態条項」は、戦争や災害等を理由に憲
法を一時的に停止することなんです。自民党の改
憲草案が具体的にどう言っているかというと、閣議にか
けて緊急事態宣言をしたら「内閣は法律と同一の効力を
有する政令を制定する」、つまり立法権が内閣について
しまう。さらに「必要な支出もできる」、つまり国会が
本来財政をコントロールすることになっていますが、そ
れも内閣ができる。さらに「地方自治体の長に対して、
必要な指示をすることができ」。あらゆる権限を内閣
や総理大臣に集中してしまうということなんです。麻生
大臣が、憲法改正をめぐる「ナチスの手口に学んだら
どうかね」と言いました。ナチスはワイマール憲法の下
で授權法という法律を作りました。ワイマール憲法は非
常に民主的な憲法と言われていたのに、国家緊急権とい
う条項を設けていたために効力を失ってしまい、対抗す
る政治勢力をすべて弾圧して潰してから、一切の権限を
授権するという形でナチスが権力を握って、それで第二
次世界大戦にだれこんでいった、という過去の歴史が
あるわけです。自然災害があった時に、速やかな復興の
ために権力を集中することが必要と言われたら、「そう
かなあ」と思ってしまう、野党も取り込みやすいって
言われているんですけど、「緊急事態」について改憲草案
の冒頭に書かれているのは、「災害」ではなくて、「外部
からの武力攻撃、内乱等による社会的混乱」なんです。
ものすごく危険な内容を含んでいると思います。「お試し
し改憲」というレベルじゃなしに、憲法秩序を根底から

覆ってしまう恐ろしいことだと思えますし、権力者の側
でナチスの手口を学ぼうなんてとんでもないことを言っ
ているわけですから、市民の側もそれをぼんやり眺めて
いるようではダメだろーと思えます。

あまいる／災害の際に権力を国家に集中したところで、
国は本当に地域を守るのだから、ということもあり
ますよね。

玉木／二〇一一年の東北の大震災に対して、政府がま
もに対応できなかったことは事実です。だけど、憲法に
緊急事態条項がなかったから対応できなかったわけじゃ
なくて、法律で規定され保障されていることをまともに
やらなかったがために対応できなかったわけで、政府の
失策を改憲論議に繋げることはとんでもないと思いま
す。震災の被害を受けた地方自治体の長の人たちも、
緊急事態条項を望むかと聞いたら「全く望まない」と
答えています。むしろ、地域に権限があつて、柔軟に対
応できることこそ重要だと言っています。

質問▼改憲になってしまつ前に、一番みんなに考えて
ほしいと玉木さんが思う条項はなんですか？

玉木／やはり平和の問題は大きいと思うんです。「今、
日本が平和なのは日米同盟のおかげ」って言いますが、
アメリカが行う戦争に、軍隊として自衛隊を派遣して
軍事行動を一緒にすることがなかったというのはなぜか。
それは、憲法九条があつたからだと思うんです。例えば、
ベトナム戦争。アメリカと軍事同盟を結んでいた韓国は、
三十万人もの軍隊を派遣して、五千人近い兵士の命が
奪われました。日本も、もし九条がなかったら、韓国と
同じように軍隊として自衛隊を派遣して、何千人かの
人が亡くなったらどう。それを防いだ。あるいは
国際社会において、日本は平和な国、戦争をしない国
という信用がある。日本国際ボランティアセンター
(JVC) 代表の谷山博史さんが、「私たちの活動はこ
の日本に対する信用を支えられている。自衛隊が銃を一
発撃てば、この国際的な信頼感が失われる」と言われ
ています。その元にも、やはり憲法九条があるのでは
ないかと思えます。

今、憲法改正手続きを経ないで、集団的自衛権の行
使を認めて、PKO部隊で「駆けつけ警護」を認めて、
自衛隊員が南スーダンに送られて殺し殺される関係が作
られようとしていることについて、私はとんでもないこ
とだと思えます。南スーダンは非常に危険な地域になつ
ています。七月には首都ジュバで政府軍と反政府軍の戦
闘があつて、二七〇人以上の市民やPKO隊員が亡
なつたり、十月には首都から六百キロ離れたところでも
数十人が亡くなるというような戦闘行為が行われていま
す。新安保法案に反対するために、ママの会や学生、
大学人、宗教家など沢山の人が立ち上がりましたが、
やはり戦争に対する想像力を持つ必要があるんじゃない
かと思えました。先の戦争の時、日本本土の市民は、
戦争は兵隊さんが中国や朝鮮に行つてやるものだと思つ
て、戦時中であることをあまり実感しなかった面がある
と思うんです。ところが本土空襲があつて、爆弾が落ち
てくるようになって初めて、日本はとんでもない戦争を
していたんだということがわかつたんじゃないかというこ
とです。

今、南スーダンに自衛隊員は派遣されていくけども、
我々には関係ないことと考えていいのかわかるところが問
われているんだと思うんです。自衛隊員は、日本の防衛
のために危険を顧みないという誓約をしています。だ
けど、他国に行つて、日本と直接には関係のない任務に
就くことにはまだ誓約していないわけ。『積極的平
和主義で武力行使をすることが必要』と言つてますが、
武力行使によつて国際紛争を解決することは出来ない
し、テロを防ぐことも出来ないのではないかと思えます。

質問▼今の日本国憲法のキモってどこですか？

玉木／憲法でどの条文がいちばん大切だと思われま
す。第九条とされる方も多いかと思うんです。どんなこと
があつても絶対に戦争しないんだという憲法九条は非
常に重要なんです。私たちが九条のために生きてい
る訳ではありません。私たちが平和で幸せに、ひとりひ
りが大切にされる世の中、社会で暮らしたいという欲
求を持っているんです。誰にとつてもかけがえのない一
度きりの人生を戦争によつて殺されたり、人権侵害に
よつて傷ついたりすることのないように幸せに暮らした
いっていつぶうに思っている。そのことを定めているのが、
憲法第十三条、幸福追求権の規定なんです。あらゆる
人権のおおもとになる規定だといわれています。ひと
りひとりが大切に生きられるためには平和でなければな
らない。平和な社会を維持するためにはどうするかとい
うところで、憲法九条の平和主義、戦争の放棄という
ことが出てくるんです。

あまいる／玉木さんは、中学校や高校に出張授業にも
行かれて、憲法のお話をされたりしてらるんですね。

玉木／今、日本弁護士連合会が「出張授業」という制
度を設けていて、滋賀弁護士会も積極的に取り組んでい
ます。学校から授業の要請があれば、弁護士会が弁護
士を派遣するんです。憲法の話をするのもあるんです。
が、生徒さんたちはわりとしっかり聞いてくれますよ。
ただ、学校教育において憲法のことをしっかり教えて
いるかという、現状そうじゃないと思います。公務員
は、憲法尊重擁護義務があるわけですから、学校の先
生も当然、憲法を大切に子どもたちに伝えたいとい
けない。でも今、憲法をしつかり教えるよとすると、「そ
ういう政治的な教育はするな」という圧力がかけてや
りづらい、という先生の声も聞いたことがあります。

質問▼わたしたちに何ができますか？

玉木／私は、憲法第十二条の規定が非常に大切だと思
っています。日本国憲法さえあれば、平和や人権が守ら
れるのか、ということについて、憲法はこう言っています。
「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不
断の努力によつて、これを保持しなければならない」ほ
さーとしていて、国民の権利や自由が守られることは
ないんですよ、ということ。憲法自身が言っているん
ですね。

沖繩の伊江島で、米軍基地の反対闘争をした阿波根
昌鴻さんという方が、「平和の敵は無関心だ」と言つて
います。街頭でピラを配つても素通りする人が多い
というのも事実ですけども、ひとりでも関心を持つ人

を増やしていくことが、平和を守ることにつながつてい
くのではないかと思っています。主権者として、国民主
権の担い手として、ひとりひとりが考えて行動してい
くことだと思つています。

あまいる／政府は、平和のために、みんなのために、豊
かになるために、「一人一人の市民が賢く強くなるように」
とは言わず、「我々がリーダーシップを持って、みんな
を平和にしていこう」と言つて市民の安心感を得よう
としているんですけど、そこをどう見破つたらいい
のでしょうか。「これホントかな？」って疑う感性があるな
って感じてるんですが。

玉木／今の安倍政権に関していうと、例えば東京オリ
ンピックを誘致する際に、「福島原子力発電所汚染水の影
響は完全にブロックされている」と、国際的な大嘘をつ
きましたね。新安保法制を作る時にも、アメリカ艦載
に戦地から救出した日本の民間人が保護されて輸送さ
れている、その艦載を自衛隊が保護しなくてどうする
つてやりましたよね。でも蓋を開けてみると、日本の民間
人をアメリカ艦載が保護することはあり得ないというこ
とになりました。ホルムズ海峡の機雷除去も、最初の
内は新安保法制を適用する唯一の例と言つていたのが、
いつの間にか消えてしまいました。ほとんどの憲法学者、
全国の弁護士会、元最高裁判官、元最高裁判事、元内
閣法制局長官らも憲法違反だと言つているものについ
て、なぜ違反はしていないかということをもとに説明
いかなるはならないんじゃないかと思えます。

日本を、「企業が世界でいちばん活躍しやすい国」に
言つてらるんです。新自由主義の経済活動を重視する
言つている中で、労働者の置かれている環境はひどいも
のになつてくると、「女性の活躍」だとか「非正規雇用
という言葉をなくす」と、聞き心地のいいスローガン
はぶち上げていく。実際の政策は、非正規雇用を増大
させて、時間外労働についても規制するではなく、残
業代を払わなくて済むような法案を認めていくという方
向性がある。今、マスコミもともに検証するような報
道をしませんが、スローガンだけ聞いた市民は、「何
かしらいいことをやっているのかな」と終わってしまう
ころが、大きな問題だと思えます。本当に女性が活躍す
るようになつてくれるの？本当に長時間労働なくすため
の政策をしてくれるの？と、市民の側でちゃんと追求
していくことがないといけません。

あまいる／心地いい言葉の雰囲気の中で、憲法が変わる
ことと、その現実起きてくることとがなかなか結びつ
かない。「じゃあ憲法変わったらどうなるの？」「変わ
たところで戦争にまでならんやろ」というのが、ぎ
と多くの人たちの実感です。そこを「一歩踏み込んで、
本当に変えようとしていることや、その政策が私たちの
暮らしにおいて役に立つことなのか」ということを、し
っかり知っていかなくちゃいけない。

いっぺんには何もかも分かるのは難しいんですけど、
憲法は権力者を縛るためのものだってことを押さえるこ
とと、自分たちの頭でしっかり考えて判断するこ
とを模索していかなくてはならないことを教えてい
ただくのは大事なことです。ありがとうございました。ありがとござ
いました。(この憲法カフェの全容は、市民ラジオ「あ
まいるチャンネル」でお聞きいただけます。奥付参照)